平成２７年（フ）第６８０号
東京都八王子市下柚木2151番地４手塚方
債務者　齋藤眞紀子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７４２号
東京都府中市晴見町２丁目18番地府中晴見町２丁目アパート４―204
債務者　佐藤　隆也
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７４３号
東京都府中市晴見町２丁目18番地府中晴見町２丁目アパート４―204
債務者　佐藤　好子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７２２号
東京都日野市百草804番地の27
債務者　宮井　陽子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７３６号
東京都八王子市川口町1540番地182小沢コーポ201号
債務者　矢澤由美子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８１７８号
東京都葛飾区四つ木５丁目９―17―101
債務者　藪崎　和絵
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２２７号
東京都大田区蒲田３丁目３―22―101
債務者　上原　淳助
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２２８号
東京都板橋区板橋４丁目25―８―402
債務者　佐々木秀樹
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７３号
東京都西多摩郡日の出町大字平井376番地日の出福祉園宿舎313号室
債務者　中原　数博（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６３号
静岡県焼津市栄町６丁目15番２号　栄ハイツ106号
債務者　小川　和良
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月７日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３１６号
大阪市住吉区長居西１丁目11番33号　カルムⅠ　404号
債務者　中村良太郎
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８４１号
大阪市北区長柄西１丁目１番34号
債務者　山本　勝太
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７８号
静岡県榛原郡吉田町住吉5402番地の８　メゾンプラージュＡ―202、旧住所静岡県島田市稲荷４丁目７番21号
債務者　杉山　隆久
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８９号
静岡市駿河区西脇844番地の１　コーポラス西脇203号、旧住所静岡市駿河区西脇821番地の１　プラム幸Ⅱ　205号
債務者　林　まゆみ
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部